

平成27年11月27日

	山梨県 観光部 国際交流課
件名	山梨県構造改革特別区域計画（地域限定特例通訳案内士育成等事業）の認定について
内容	<p>本県の平成27年上半期の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を記録した前年の同期比ですでに155%に達しており、著しい増加を続けています。</p> <p>こうした外国人旅行者との貴重な接点である通訳ガイドの育成・活性化を目指した、山梨県構造改革特別区域計画（以下「特区計画」）が認定されました。</p> <p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成27年9月、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が施行され、通訳案内士法の特例として、県が行う研修を修了した者は構造特区の区域内で地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことができることになりました。○ これを受けて、県では同月、地域限定特例通訳案内士の育成に向けて、特区計画の認定を国に申請、11月27日、同計画が認定されたものです。 <p>※<u>通訳案内士</u>と<u>地域限定特例通訳案内士</u>について</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>通訳案内士</u> → <u>通訳案内士法</u>により規定 「報酬を受けて通訳案内業務を行おうとする者は、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格しなければならない」・<u>地域限定特例通訳案内士</u> → <u>構造改革特別区域法</u>により規定 「地方公共団体が行う研修を修了した者は構造特区内で、報酬を受けて通訳案内業務を行うことができる」 ※通訳案内士法の特例措置 <p>2 特区計画の概要 別紙のとおり</p> <p>3 今後の対応 特区計画に基づき、県では、H28から3年間で、地域限定特例通訳案内士を100名養成することを目指しています。</p> <p><参照> 本県の通訳ガイドの現状</p> <p>① <u>通訳案内士</u> (H27.11 現在)</p> <ul style="list-style-type: none">・通訳案内士数： 63名 ※全国 19,033名 (H27.4 現在) (内訳:英語 50、中国語 7、ロシア語 2、韓国語 1、仏語 1、スペイン語 1、イタリア語 1) <p>② <u>通訳ボランティア</u> (H27.4 現在)</p> <ul style="list-style-type: none">・県内 SGG：山梨通訳ボランティアネット (42名) ※全国 SGG：88団体 (約3,700人) ※SGG: Systematized Goodwill Guides (日本政府観光局登録の善意通訳団体)・県内団体等：山梨県ふじ国際交流会 (20名)、国際交流人材バンク (145名) 他